

## 令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業費補助金交付要綱

### （目的）

第1条 県は、令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業実施要領（以下「要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することで、本県農林水産業の稼ぐ力の強化やデジタル人材の育成を図る。

### （補助対象経費及び補助率）

第2条 補助対象経費及びこれに対する補助率は、要領第3に定めるとおりとする。

### （補助金の交付申請）

第3条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

### （補助金の交付決定）

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、申請者に通知をするものとする。

### （補助事業の変更承認申請）

第5条 前条の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 県補助金の増減があるとき
- (2) 事業内容に変更があるとき

(補助事業の中止及び廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は、廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認められるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況報告書（様式第4号）を求めることができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して10日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第5号）に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第7号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第8号）に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（財産の管理）

- 第12条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とする。
- 2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
  - 3 補助事業者は前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - 4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（関係書類の保管）

- 第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

（施行期間）

- 1 この要綱は、令和8年5月15日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業費補助金交付申請書

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地  
事業実施主体名  
代表者職氏名 印

令和8年度において、下記のとおり事業を実施したいので、令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

（注）記の記載様式は、様式第1-1号とする。

※押印を省略する場合は、下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第1-1号

1 事業の目的（事業の成果と今後の展開）（変更理由）

2 事業の内容

事業実施 主体名	事業内容	事業費	負担区分	
			県補助金	その他
		円	円	円
	計			
	消費税相当額			
	合計			

※補助率 1/2 以内【千円未満切捨て】

3 事業完了（予定）年月日  
令和 年 月 日

4 補助金算定表

事業内容	補助対象経費	補助率	補助限度額	県補助金額
	円	2分の1 以内	円	円
合計		—		

5 添付書類

- (1) 実施位置図
- (2) 見積書（実績報告にあつては、領収書等の写し）
- (3) 実績報告にあつては実績の根拠となる写真
- (4) その他知事が必要と認める書類

(注) 添付書類について、すでに県へ提出した資料と記載内容が重複する場合には、省略できる。

様式第2号（第5条関係）

令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業  
変更承認申請書

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地  
事業実施主体名  
代表者職氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業を、下記のとおり変更したいので、令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

(注) 様式第1号に準じて記載し、変更前と変更後の内容等を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、交付申請に添付したものから変更があったものについては、その変更後のものを添付すること。

※押印を省略する場合は、下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第3号（第6条関係）

令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業  
中止（廃止）承認申請書

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地  
事業実施主体名  
代表者職氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和8年度愛媛県農林水産業デジタル実装成果横展開支援事業を、中止（廃止）したいので、令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

※押印を省略する場合は、下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第4号（第7条関係）

令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業  
遂行状況報告書

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地  
事業実施主体名  
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業の遂行状況について、令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業項目	総事業費	事業の遂行状況				備考
		令和 年 月 日までに完了したもの		令和 年 月 日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

注) 事業項目ごとに記載すること。

様式第5号（第8条関係）

令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業  
実績報告書

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地  
事業実施主体名  
代表者職氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知があった令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業の実績について、令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

（記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとする。）

※押印を省略する場合は、下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第6号（第8条関係）

令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地  
事業実施主体名  
代表者職氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定通知があった令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業費補助金について、令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第9条の額の確定額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 \_\_\_\_\_ 円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

※押印を省略する場合は、下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

様式第7号（第10条関係）

令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援  
事業費補助金精算払請求書

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地  
事業実施主体名  
代表者職氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定通知があった令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業費補助金について、令和8年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

¥ \_\_\_\_\_

内 訳

事業項目	交付決定通知額 円	概算払受領済額 円	今回請求額 円
合計			

注) 事業項目ごとに記載すること。

※押印を省略する場合は、下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及びその上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第 8 号（第 11 条関係）

令和 8 年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援  
事業費補助金概算払請求書

第 号  
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地  
事業実施主体名  
代表者職氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定通知があった令和 8 年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業費補助金について、令和 8 年度愛媛県トライアングルエヒメ（農林水産業）横展開支援事業費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

¥ \_\_\_\_\_

内訳

事業項目	交付決定通知額 円	概算払受領済額 円	今回請求額 円	残 額 円
合 計				

注 1) 概算払の理由、請求額の根拠等がわかる資料を添付すること。

注 2) 事業項目ごとに記載すること。

※押印を省略する場合は、下欄に記入し、電子メールで県の事務担当者及び  
その上席者並びに下欄の本件責任者に提出すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担 当 者（職氏名・連絡先）	